

鎌ケ谷市体育施設広告掲出に関する運用基準

（趣旨）

第1条 この運用基準は、鎌ケ谷市有料広告掲出の取扱いに関する要綱（平成17年鎌ケ谷市告示第13号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、要綱第17条の規定により体育施設への広告掲出に関して必要な事項を定めるものとする。

（広告掲出施設）

第2条 広告を掲出することができる体育施設は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 市民体育館
- （2） トレーニングセンター
- （3） 東野少年野球場

2 前項に掲げる施設における広告の掲出位置は、施設の利用及び管理に支障が無い範囲とする。

（広告の規格）

第3条 掲出できる広告の大きさは、1平方メートルを単位とし、他の広告と競合しないものとする。

2 掲出できる広告の材質は、原則として発泡パネルとする。ただし、体育施設の管理者が認めた場合に限り、横断幕仕様のターポリン又はクロス素材を使用することができる。

（広告の掲出期間）

第4条 広告の掲出期間は、3月31日までの1週間を単位とした期間とし、他の広告と競合しないものとする。

2 前項の規定による掲出期間が満了した場合において、広告主が希望するときは、掲出期間を更新又は延長することができる。

（広告掲出料）

第5条 広告掲出料は掲出期間1週間あたりの額とし、表示面積1平方メートルにつき500円とする。ただし、表示面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、これを切り上げ、掲出期間が1週間に満たない場合は、1週間とする。

（広告掲出の実施等）

第6条 広告の設置及び撤去に係る費用は、広告主の負担とする。

2 広告主は、広告の掲出に関する一切の責任を負うものとする。

3 広告主は、広告の掲出に伴い体育施設の破損又は利用者の損害等が発生した場合、その損害を賠償しなければならない。

4 広告掲出に関連して第三者から損害の請求があった場合、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(原状復帰)

第7条 広告主は、広告を撤去した後、広告主の負担において広告を掲出した個所を原状に回復しなければならない。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。